

蒲郡市道路整備プログラム

令和4年4月

蒲郡市

蒲郡市道路整備プログラム

1. 道路整備プログラム策定の背景と目的

○策定の背景

本格的な人口減少社会の到来、大規模災害の切迫、インフラ老朽化など危機的な状況に適応する都市構造の再構築に向け、未整備路線の整備は急務である。

限られた財政状況の中、公共事業の効果的・効率的な執行が求められており、道路整備を計画的かつ効率的に進めていくために、上位計画等との整合を図りながら、路線ごとの整備の有効性や事業性について客観的に評価し、未整備路線の道路整備を推進する必要がある。

○プログラムの目的

本プログラムは、未整備路線における整備着手予定時期を明らかにするものであり、道路整備に対する透明性を高めるとともに、限られた財源の中で、計画的で効率的な道路整備を推進するために策定するものである。

なお、本プログラムは、作成時点における今後の事業実施の目標を示したものであり、財政状況や事業の進捗状況等により、概ね5年ごとにプログラムの見直しを行い、また、社会情勢の大きな変化が生じた場合は、その時点で検証を行うこととする。

▽上位計画との関係性

第五次蒲郡市総合計画(令和3年度)

計画期間 : 令和3年度～令和12年度(10年間)

将来都市像 : 豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち 君が愛する蒲郡

改定版:都市計画マスタープラン(令和元年10月)

計画期間 : 平成19年度～平成34年度(15年間)

基本理念 : 『人と自然に包まれた、いやされるまち蒲郡』の実現

蒲郡市道路整備プログラム

計画期間 : 令和4年度～令和13年度(10年間)

⇒将来構想に向けた今後の取り組み

市街地整備

街路整備
道路整備
土地区画整理事業

交通安全 プログラム

通学路

2. 蒲郡市の道路・交通の現状

○道路網

本市には、国道23号をはじめ国道4路線、主要地方道1路線、一般県道14路線、一級市道77路線、二級市道47路線の幹線道路がある。

○都市計画道路

本市の都市計画道路は、令和3年4月1日現在で22路線、延長約97,670mの内41,800mが完了している。整備されていない都市計画道路として、現道を拡幅する路線が11路線、未着手路線が9路線残っている。

3. 道路整備プログラムの決定方針

道路整備を進めていく上で、以下の9項目で整理を行った。本道路整備プログラムでは以下の項目を元に整備の優先順位を決定する。

①安全で快適な歩行空間の整備

歩行者が安心して通行できる道路交通環境を確立するためには、歩道幅員が確保されていない道路の整備を計画的に進め、通学路指定のある路線の整備促進が必要である。

②災害に強い道路の整備

市内にて発生する災害としては、主に南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震と陸域の浅い場所で発生する地震、地震に伴う津波、大型台風による高潮等が考えられる。災害発生時の避難ルートの確保を含め、緊急時を想定した信頼性の高いネットワークを形成するための道路整備が必要となる。

③主要な施設へのアクセス道路の整備

日常生活圏における市内施設への移動時間の短縮が重要である。生活道路ネットワーク形成のために主要な施設へのアクセス道路の整備が必要である。

④幹線道路整備

広域的な幹線道路ネットワークを形成し、市内の隅々まで広げることが重要であり、今後は東西の主軸となっている一般国道247号と、それらを結ぶ南北方向の県道や市道等の機能を強化させ、代替性あるネットワーク形成を進めることが必要となる。

⑤観光業地区、工業地区発展のための道路網の整備

市内にある観光業地区、工業系検討地区、研究開発系検討地区に対して、これらの維持発展のためにアクセス道路の整備を進める必要がある。

⑥施策関連事業整備

市内の開発事業に併せて道路を整備する必要がある。東港地区まちづくりビジョン、ラグーナ地区開発事業、知柄漁港利活用地区が計画として挙げられ、併せて整備する必要がある。

⑦国道23号バイパス関連事業整備

国道23号バイパス関連事業と一体的に整備する道路。蒲郡西 IC、蒲郡 IC、金野 IC 等の関連道路が挙げられ、バイパス工事と併せて整備する必要がある。

⑧整備中路線

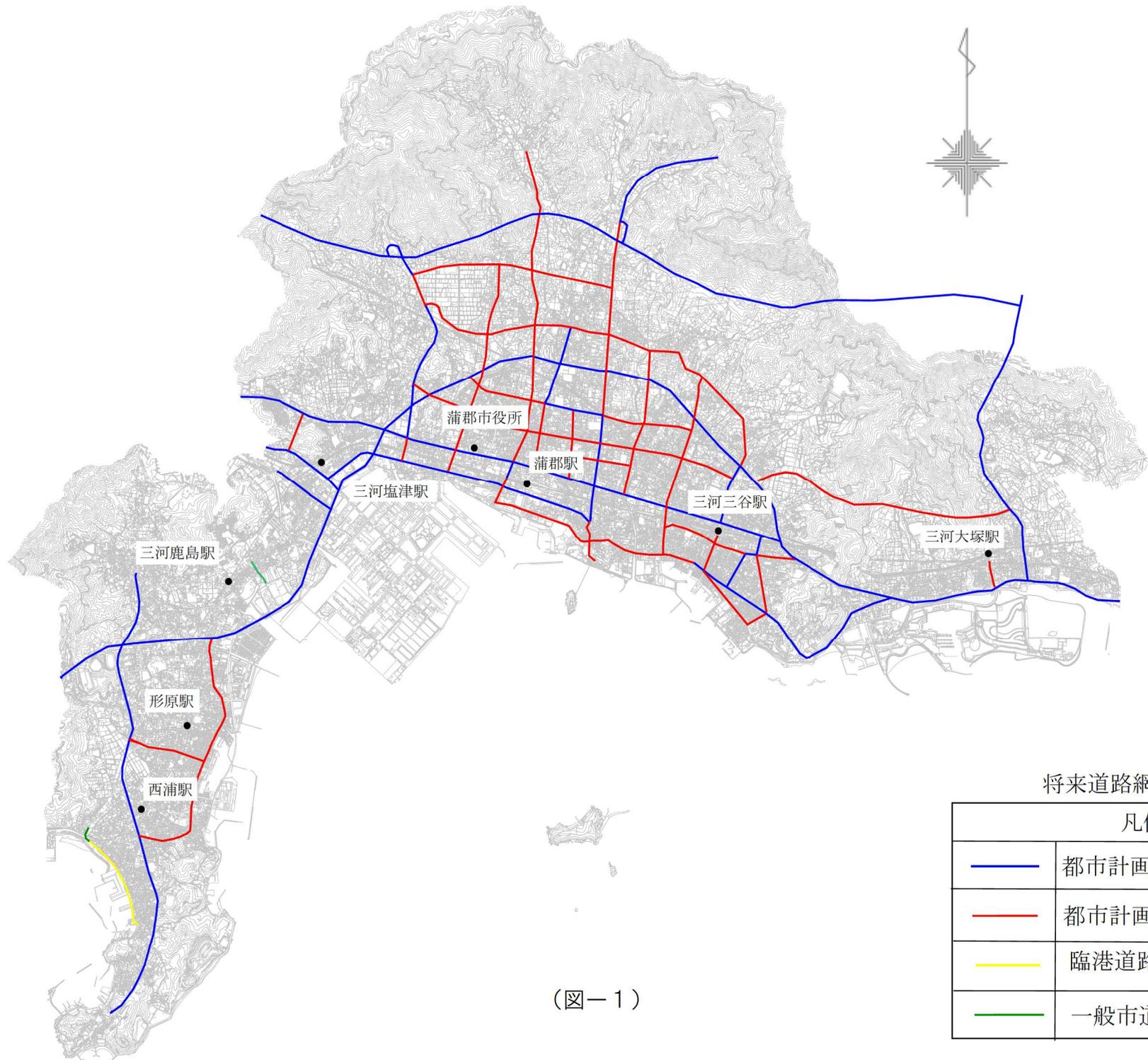
令和3年度現在で整備中の路線は優先度が高く、早期完了の必要がある。また、関連する未整備路線も併せて整備する必要がある。

⑨道路景観形成のための道路整備

街路樹や植樹帯が設置されている路線、もしくは設置される可能性がある路線であり、道路空間利活用の高度化のために必要である。

○道路整備の今後の方向性

今後、本市として目指すべき道路網の方向性は、次に示す将来道路網図(図-1)である。



将来道路網図

凡例

	都市計画道路(国県道)
	都市計画道路(市道)
	臨港道路
	一般市道

(図一)

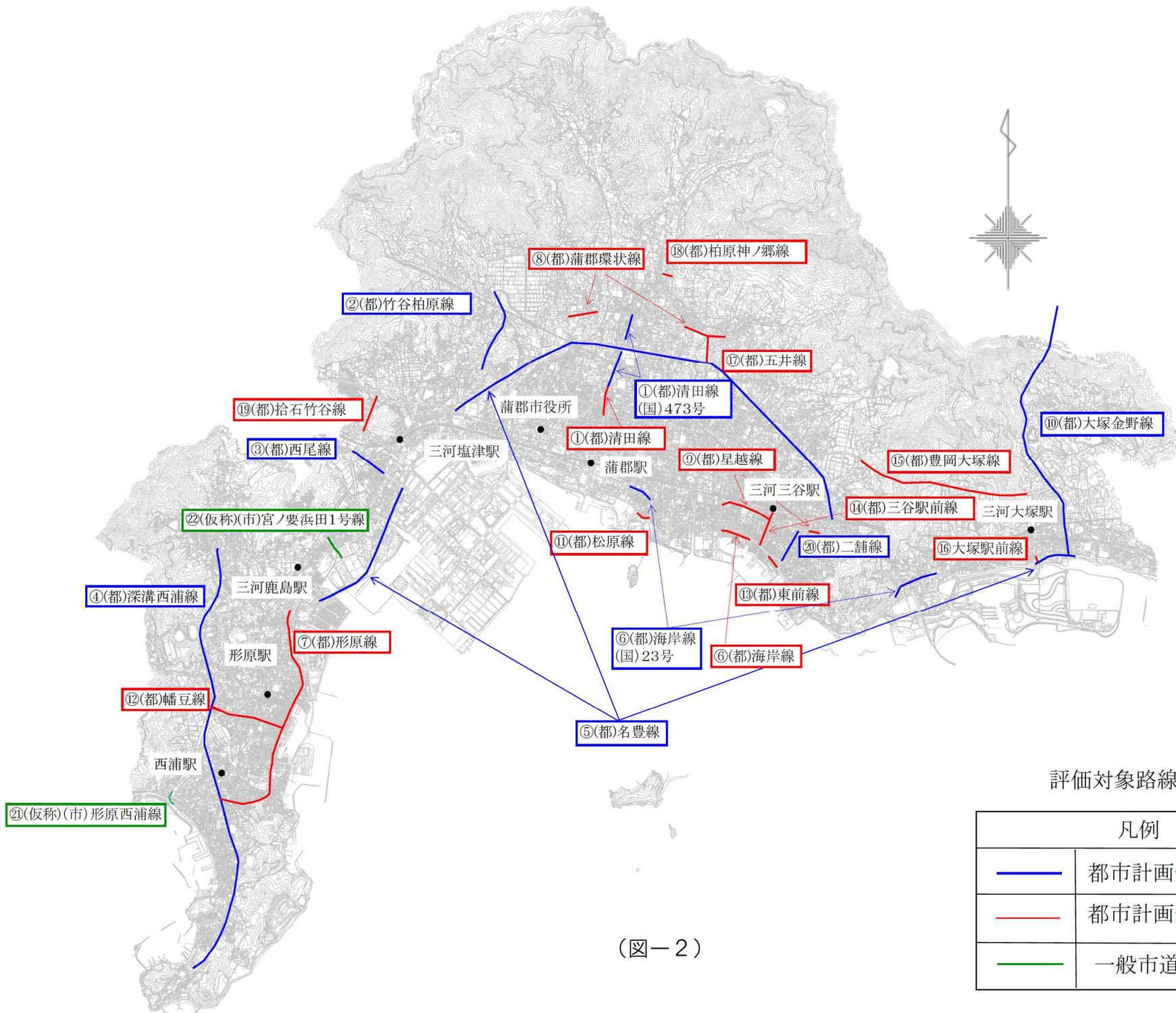
○道路整備プログラムの評価対象路線

評価する対象の路線としては、未整備の都市計画道路に加え、市内の国県道、現在整備予定のある(仮称)形原西浦線と(仮称)宮ノ要浜田1号線を含めた22路線(表-1)とする。(図-2)

▽評価対象路線 (表-1)

抽出番号	路線名	道路種別	事業内容	事業区間
1	3・5・20 (都)清田線	国道、1級市道	拡幅	0.90 km
2	3・3・21 (都)竹谷柏原線	県道	新設	1.10 km
3	3・4・25 (都)西尾線	県道	拡幅	0.47 km
4	3・5・29 (都)深溝西浦線	県道	新設	2.92 km
5	3・3・33 (都)名豊線	国道	拡幅	8.22 km
6	3・5・41 (都)海岸線	国道、1級市道	拡幅	0.14 km
7	3・4・49 (都)形原線	1級市道	新設	2.77 km
8	3・5・50 (都)蒲郡環状線	1級市道	新設	0.87 km
9	3・5・72 (都)星越線	1級市道	拡幅	0.70 km
10	3・4・501 (都)大塚金野線	県道	新設	2.65 km
11	3・4・502 (都)松原線	1級市道	拡幅	0.17 km
12	3・4・504 (都)幡豆線	1級市道	新設	0.85 km
13	3・4・505 (都)東前線	2級市道	拡幅	0.17 km
14	3・5・508 (都)三谷駅前線	1級市道	拡幅	0.41 km
15	3・5・509 (都)豊岡大塚線	1級市道	新設	2.39 km
16	3・5・510 (都)大塚駅前線	1級市道	拡幅	0.07 km
17	3・5・513 (都)五井線	1級市道	新設	0.33 km
18	3・6・517 (都)柏原神ノ郷線	1級市道	新設	0.12 km
19	3・5・519 (都)拾石竹谷線	1級市道	拡幅	0.11 km
20	7・6・1 (都)二舗線	県道	拡幅	0.41 km
21	(仮称) (市)形原西浦線	1級市道	新設	0.60 km
22	(仮称) (市)宮ノ要浜田1号線	2級市道	新設	0.30 km

※国道23号蒲郡バイパスについては、高規格道路であり、評価項目対象路線から外すこととする。



評価対象路線図

凡例	
	都市計画道路(国県道)
	都市計画道路(市道)
	一般市道

(図-2)

○整備優先順位の決定方法

路線の整備優先順位は、費用便益分析(B/C)による加点と評価項目(表-2)による加点によって決定するものとする。

費用便益分析(B/C)とは、令和3年度を基準年とし、道路整備が行われる場合と行われない場合のそれぞれについて、一定期間の便益額、費用額を算定し、道路整備に伴う増分と、便益の増分を比較することにより分析、評価を行うものである。本プログラムでは、「走行時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の項目について、道路投資の評価手法として定着している社会的余剰を計測することにより便益を算出する。

費用便益分析(B/C)の計算方法は下記の通りである。

$$\text{費用便益分析(B/C)} = \text{総便益} \div \text{総費用}$$

総便益(B)	走行時間短縮便益、走行経費減少便益、年間総事故減少便益の現在価値額を合計した額
総費用(C)	道路整備に要する事業費と道路維持管理費に要する事業費の現在価値額を合計した額

【適用】:費用便益分析マニュアル P7~19 平成30年2月 国土交通省道路局都市局

費用便益分析(B/C)による加点は、 $1 < B/C \leq 2$ なら1点、 $2 < B/C \leq 5$ なら2点、 $5 < B/C$ なら3点を該当する路線に加点する。

評価項目による加点は、16個の評価項目に対して点数を設け、該当する路線に加点を行う。(表-3)

▽評価項目(表-2)

番号	カテゴリー	評価項目	点数	指標
①	安全で快適な歩行空間の整備	通学路	1点	通学路(小学校、中学校)指定路線
		歩道設置事業	1点	歩道の新設工事または拡幅工事の有無
②	災害に強い道路の整備	防災生活道路(高潮、津波)	1点	高潮浸水想定区域もしくは津波災害警戒区域にかかる道路
		防災生活道路(指定緊急避難場所)	1点	指定緊急避難場所にかかる道路
③	主要な施設へのアクセス道路の整備	2次医療施設(半径500m以内)	2点	2次医療施設(蒲郡市民病院)へのアクセス道路
		鉄道駅(半径500m以内)	1点	鉄道駅(JR、名鉄駅)へのアクセス道路
		公園(半径500m以内)	1点	地区近隣公園(駐車場有)と供用面積が2.0ha以上公園(駐車場有)へのアクセス道路
④	幹線道路整備	主要幹線道路	2点	主要幹線道路
		補助幹線道路	1点	補助幹線道路
⑤	観光業地区、工業地区発展のための道路網の整備	観光地	1点	都市計画マスタープランに記載の観光レクリエーション拠点へのアクセス道路
		工業用地	1点	都市計画マスタープランに記載の工業系地区、研究開発系地区(検討区域)へのアクセス道路
⑥	施策関連事業整備	施策関連事業	1点	駅北再開発事業、東港地区開発事業、ラグーナ地区開発事業、知柄漁港開発事業と併せて整備する路線
⑦	国道23号バイパス関連事業整備	国道23号バイパス関連事業	1点	国道23号バイパス関連事業と一体的に整備する道路
⑧	整備中路線	整備中路線	2点	令和3年度現在で整備中の路線
		関連路線	1点	整備中路線と併せて整備する必要がある路線
⑨	道路景観形成のための道路整備	街路樹・植樹帯	1点	街路樹や植樹帯が設置されている路線もしくは設置される可能性がある路線

▽整備路線点数表（表-3）

抽出番号	都市計画道路番号	路線名	道路種別	事業内容	事業区間	道路整備費用対効果（B/C）	①安全で快適な歩行空間の整備				②災害に強い道路の整備			③主要な施設へのアクセス道路			④幹線道路整備		⑤産業活力維持発展のための道路網の整備		⑥施策関連事業整備		⑦国道23号バイパス関連事業整備		⑧整備中路線		⑨地域の特徴に合わせた道路景観		総点数	順位				
							B/C≤1	1<B/C≤2	2<B/C≤5	5<B/C	通学路	歩道設置事業	防災生活道路（高潮、津波）	（指定緊急避難場所）	（地区近隣公園半径500m以内）	公園	（半径500m以内）	2次医療施設	鉄道駅（半径500m以内）	主要幹線道路	補助幹線道路	観光地	工業系、研究開発系（検討地区）	施策関連事業	国道23号バイパス関連事業	整備中路線	関連路線	街路樹・植樹帯						
1	3・5・20	(都)清田線	国道、1級市道	拡幅	0.90 km	2			2			2	○	○	1		○	1		○	1	○							9	7				
2	3・3・21	(都)竹谷柏原線	県道	新設	1.10 km	3				3	2	○	○				2	◎	1		○			1	○					9	7			
3	3・4・25	(都)西尾線	県道	拡幅	0.47 km	3					3	2	○	○	2	○	○	1		○										9	7			
4	3・5・29	(都)深溝西浦線	県道	新設	2.92 km		0					2	○	○	2	○	○	2	◎	1		○								7	13			
5	3・3・33	(都)名豊線	国道	拡幅	8.22 km	3					3	1	○		2	○	○	4	◎	○	○	2	◎	1		○	1	○	1	○	1	○	16	1
6	3・5・41	(都)海岸線	国道、1級市道	拡幅	0.14 km	2					2	○	○	2	○	○	2		○	○	1		○	1		○					10	4		
7	3・4・49	(都)形原線	1級市道	新設	2.77 km	2					2	○	○	2	○	○	2		○	○	1		○							9	7			
8	3・5・50	(都)蒲郡環状線	1級市道	新設	0.87 km	3					3	2	○	○	1		○	3	◎		○	1		○	2	○	○			14	2			
9	3・5・72	(都)星越線	1級市道	拡幅	0.70 km	2					2	○	○	2	○	○	1		○	○	1									7	13			
10	3・4・501	(都)大塚金野線	県道	新設	2.65 km	3					3	2	○	○	2	○	○			1		○	1	○	1	○	2	◎		14	2			
11	3・4・502	(都)松原線	1級市道	拡幅	0.17 km		0					1		○	2	○	○	1		○	○	1		○	1	○	2	◎	1	○	10	4		
12	3・4・504	(都)幅豆線	1級市道	新設	0.85 km	2					2	○	○	2	○	○	1		○	○	1		○							8	11			
13	3・4・505	(都)東前線	2級市道	拡幅	0.17 km		0					1		○	2	○	○	1		○	○	1		○	1	○				4	20			
14	3・5・508	(都)三谷駅前線	1級市道	拡幅	0.41 km	2					2	○		2	○	○	1		○	○	1		○							7	13			
15	3・5・509	(都)豊岡大塚線	1級市道	新設	2.39 km		0					1		○	1		○			2	◎									4	20			
16	3・5・510	(都)大塚駅前線	1級市道	拡幅	0.07 km	1			1			1	○		1		○	1		○										4	20			
17	3・5・513	(都)五井線	1級市道	新設	0.33 km	2					2	○		2	◎					1		○				1		○		7	13			
18	3・6・517	(都)柏原神ノ郷線	1級市道	新設	0.12 km	2					2	○		1		○				1		○	1		○					6	19			
19	3・5・519	(都)拾石竹谷線	1級市道	拡幅	0.11 km	3					3	2	○	○	1		○	1		○										7	13			
20	7・6・1	(都)二舗線	県道	拡幅	0.41 km	3					3	2	○	○	2	○	○	1		○										8	11			
21		(仮称)(市)形原西浦線	1級市道	新設	0.60 km	2					2	○		1	○					1		○			1	○		1	○	7	13			
22		(仮称)(市)宮ノ要浜田1号線	2級市道	新設	0.30 km	3					3	2	○	○	1		○	1		○						2	◎			10	4			

4. 優先順位の決定

○優先順位の決定

B/Cによる加点と評価項目による加点により決定した路線(表-3)の整備優先順位をまとめたものが(表-4)の通りである。

▽優先順位(全路線) (表-4)

優先順位	路線名	点数
1	※(都)名豊線	16
2	(都)蒲郡環状線、※(都)大塚金野線	14
3	(都)海岸線、(都)松原線、(仮称)(市)宮ノ要浜田1号線	10
4	(都)清田線、※(都)竹谷柏原線、※(都)西尾線、※(都)形原線	9
5	※(都)幡豆線、※(都)二舗線	8
6	(都)五井線、※(都)深溝西浦線、(都)星越線、(都)三谷駅前線、※(都)拾石竹谷線、(仮称)(市)形原西浦線	7
7	(都)柏原神ノ郷線	6
8	(都)東前線、(都)豊岡大塚線、(都)大塚駅前線	4

※(都)形原線、(都)幡豆線、(都)深溝西浦線、(都)拾石竹谷線に関しては、「蒲郡市都市計画道路の長期未整備に関する取組方針」より、見直し検討路線となるため、整備の優先順位から外す。

※(都)名豊線、(都)大塚金野線、(都)竹谷柏原線、(都)西尾線、(都)二舗線は、整備主体が愛知県となるため、優先順位から外す(予定も含む)。

蒲郡市が整備する路線の優先順位は(表-5)の通りである。

▽優先順位 (表-5)

優先順位	路線名	点数
1	(都)蒲郡環状線	14
2	(都)海岸線、(都)松原線、(仮称)(市)宮ノ要浜田1号線	10
3	(都)清田線	9
4	(都)五井線、(都)星越線、(都)三谷駅前線、(仮称)(市)形原西浦線	7
5	(都)柏原神ノ郷線	6
6	(都)東前線、(都)豊岡大塚線、(都)大塚駅前線	4

5. 今後の整備着手予定時期

市が整備する優先順位をもとに道路整備着手予定時期を(表-6)の通りとする。また、本道路整備プログラムは、将来の社会経済状況を見通すことが難しく優先順位の価値観に変化が生じる可能性があるため、概ね5年ごとにそれまでの実績の検証とともに見直しを行うこととする。また、社会情勢の大きな変化が生じた場合は、その時点で検証を行うこととする。

▽道路整備着手予定時期 (表-6)

優先度	路線名	着手予定時期
高	(都)蒲郡環状線、(都)海岸線、(都)松原線 (仮称)(市)宮ノ要浜田1号線、※(都)清田線、※(都)五井線	令和4年度～
中	(都)星越線、(都)三谷駅前線、※(仮称)(市)形原西浦線 ※(都)柏原神ノ郷線	
低	(都)東前線、(都)豊岡大塚線、※(都)大塚駅前線	令和14年度～

※(都)清田線、(都)五井線、(仮称)(市)形原西浦線、(都)柏原神ノ郷線、(都)大塚駅前線に関しては、関連事業の状況に併せて整備する必要がある。